

## 第5章 介護サービス・介護予防サービスの充実

### 1 居宅介護サービス(介護予防サービス)

#### 【事業概要】

高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう支援するために、次のとおり要介護者に対し居宅介護サービスを、要支援者に対し介護予防サービスを提供しています。

#### (1) 訪問介護

ホームヘルパーが利用者宅を訪問して、食事や入浴、排せつの介助等の身体介護や炊事、掃除等の生活援助を行います。通称「ホームヘルプ」。

現在、市内では7事業所がサービスを提供しています。

#### (2) 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

浴槽を積んだ移動入浴車などで看護師や介護員が家庭を訪問して、入浴の介助を行います。現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

#### (3) 訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などが利用者宅を訪問して、主治医の指示による療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

現在、市内では5事業所がサービスを提供しています。

#### (4) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、心身の機能回復や日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

#### (5) 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、必要な指導を行うことにより、在宅で安心して療養できるよう支援します。

#### (6) 通所介護

利用定員が19人以上のデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活上のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では5事業所がサービスを提供しています。

#### **(7) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)**

介護老人保健施設、医療機関等の施設で理学療法、作業療法やその他必要なりハビリテーションを受けることにより、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を図ります。通称「デイケア」。  
現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

#### **(8) 短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)**

介護老人福祉施設等に一時的に短期間入所し(連続30日まで)、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、世話等を行います。通称「ショートステイ」。  
現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

#### **(9) 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)**

介護老人保健施設等に一時的に短期間入所し(連続30日まで)、医学的管理下のもとに介護、機能訓練等のほか、必要な医療や日常生活上の支援、世話を行います。通称「ショートステイ」。  
現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

#### **(10) 特定施設入居者生活介護(介護予防特定施設入居者生活介護)**

ケアハウスや養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム等に入居している要介護者等に、食事、入浴、排せつ等の介護やその他の日常生活の世話、機能訓練及び療養上の支援を行います。  
現在、市内では6事業所がサービスを提供しています。

#### **(11) 福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)**

車いすやベット等の日常生活上の便宜を図る福祉用具を貸与します。  
現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

#### **(12) 特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)**

福祉用具のうち、貸与になじまないポータブルトイレや入浴補助用具等について、年間10万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。  
現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

#### **(13) 住宅改修(介護予防住宅改修)**

小規模な一定の住宅改修を行った時に、住宅改修費を支給します。支給額は、20万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給します。対象となる住宅改修は、手すりの取り付け、段差の解消、滑り防止等のため床等の材料の変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への取り替えのほか、改修に伴い必要となる工事です。

#### **(14) 居宅介護支援(介護予防支援)**

要介護(要支援)認定者が居宅で適切なサービスを受けられるように心身の状況、希望等を

踏まえたケアプランを作成します。要支援1・2の認定を受けた方は滝川市地域包括支援センターがケアプラン（介護予防サービス計画）を作成します。要介護1～5の認定を受けた方は、居宅介護支援事業所がケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。

現在、市内では介護予防支援は包括支援センターが1か所のほか、居宅介護支援では8事業所がサービスを提供しています。

#### 【計 画】

今後の要支援者・要介護者数の推計を踏まえ、利用見込量を確保することができるように、居宅介護サービス（介護予防サービス）の充実を図ります。

特に、2017年度（平成29年度）に施設の整備が行われた養護老人ホーム、ケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等における特定施設入居者生活介護機能の充実について、引き続き推進します。

## 2 施設介護サービス

#### 【事業概要】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、次の施設サービスを提供しています。

#### (1) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

食事、入浴、排せつ等の日常生活の世話、機能訓練及び健康管理等生活の質の向上のための援助を行う入所施設です。

現在、市内では1事業所がサービスを提供しています。

#### (2) 介護老人保健施設

看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を受けながら、在宅生活への復帰を目指す方が入所する施設です。

現在、市内では2事業所がサービスを提供しています。

#### (3) 介護医療院・介護療養型医療施設

長期にわたる療養が必要な方が医療や介護を受ける施設です。

現在、市内のサービス提供施設は無く、隣接自治体に介護療養型医療施設が1施設のみ存在、当市被保険者の入所があります。

#### 【計 画】

在宅での生活が困難な要介護者に対し、円滑に施設サービスが利用できるように利用見込量の確保と重度者への重点化が図られるよう努めます。

介護療養型医療施設については、介護医療院等への転換期限が2023年度（令和5年度）までに延長されていることから、今後の転換及び既存入所者の今後の状況把握に努めます。

### 3 地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービス）

#### 【事業概要】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、要介護者・要支援者に対し次の地域密着型サービスを提供しています。

#### (1) 地域密着型通所介護

利用定員が19人未満の小規模なデイサービスセンター等で、食事、入浴などの日常生活のための支援、世話や機能訓練を日帰りで行います。通称「デイサービス」。

現在、市内では4事業所がサービスを提供しています。

#### (2) 認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）

認知機能が低下し、日常生活に支障が生じている要介護者等に対して、食事、入浴、排せつなどの日常生活の世話、機能訓練を提供します。

現在、市内でのサービス提供事業所はありません。

#### (3) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）

「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、食事、入浴、排せつ等の介護や日常生活の世話及び機能訓練などを行います。

現在、市内では3事業所がサービスを提供しています。

#### (4) 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある要介護者等に対して、共同生活（5～9人）を行う住居内において、食事、入浴等の介護を行うことにより、認知症の進行を穏やかにし、安定した健やかな生活を送れるよう支援します。通称「グループホーム」。

現在、市内では8事業所がサービスを提供しています。

#### 【計 画】

高齢者が住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるように、地域で支えることを目的にしたサービスとして、利用見込量の確保に努めます。

利用者のニーズに柔軟な対応が可能となり、より在宅生活の継続の可能性を引き上げるサービスとして国や北海道がその整備の推進を図っている小規模多機能型居宅介護等の開設を支援します。